

自由が丘日仏協会会則

2001年6月30日実施
2013年6月14日改定
2020年7月7日改定

2011年7月5日改定
2017年4月21日改定

(人格と名称)

第1条 本協会は、自由が丘日仏協会(La Société Franco-Japonaise de Jiyugaoka)と称する。
本協会は任意団体である。

(所在地)

第2条 本協会は、事務所を東京都目黒区自由が丘2-19-2-303号室に置く。

(目的)

第3条 本協会は、自由が丘、目黒区を核とする地域とフランスの友好関係に寄与する活動を行って、広く日仏相互間の理解と利益の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的達成のため、本協会は、次の事業を行う。

- 1) 教養、技能、生活、芸術、音楽、スポーツ等に関する活動を行い、各種講座の開設・運営並びに講演会、試写会、展示会、演奏会、競技会などの文化事業の開催
- 2) 自由が丘と在日フランス大使館及び各地日仏協会等関連団体との交流に係る企画と運営
- 3) 自由が丘国際親善神輿及びその他のイベントへの参加、企画と運営
- 4) 上記に関連または付帯する事業のために、事業部若しくはクラブを置くことが出来る。

第5条 本協会は、本協会と目的を同じくする内外と緊密に情報交換を行って効率のよい事業運営を期する。

(会員)

第6条 本協会の会員は、入会申込書を提出して常任理事会の承認を得た個人または法人ないしその他の団体とする。

(会費)

第7条 会費は理事会で定める。別途、協会案内書に明記する。
既納の会費は返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに到ったときは、その資格を喪失する。

1. 任意に退会届を提出した場合。
2. 会員の死亡または破産の場合および会員の解散または消滅の場合
3. 3年以上にわたる会費滞納の場合。
4. 理事会が除名の決議を行った場合。

(役員)

第9条 本協会に次の役員を置く。

理事 3名以上 20名以内、監事 3名以内、相談役・顧問若干名

理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

(選任)

第10条 本協会の役員は、総会において選出する。ただし、3名を限度に上記以外のものを役員に常任理事会において選任することができる。 役員任期は2年とするが重任を妨げない。

会長は総会で選出される。

副会長、専務理事、常務理事、顧問並びに相談役は会長推薦により理事会で選任する。

顧問並びに相談役は総会、常任理事会、理事会に出席できる。

(職務)

- 第11条 会長は、本協会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が予め指定した順序によって、会長職務を代行する。
専務理事は、会長並びに副会長を補佐するとともに、本協会の会務並びに会計を総括し執行する。
常務理事は、専務理事を補佐または代行するとともに、本協会の会務並びに会計を処理し執行する。

(欠員補充)

- 第12条 役員に欠員が生じる場合、会長は総会承認を条件に常任理事会の推薦する会員に後任を委嘱することができる。この場合、後任者の任期は就任の日から全員者の任期満了の日までとする。

(費用支弁)

- 第13条 役員には、職務遂行のために要した費用を支弁することができる。役員の使用支弁に関し、必要な事項は理事会と常任理事会の審議を経て会長が決定する。

- 第14条 監事は本協会の会務と会計を監査する。

(総会)

- 第15条 会長は、毎年1回会員総会を招集し、会務および会計の全般について報告を行ってその承認を受けなければならない。この場合、議決は出資者と委任状提出者を含む出席会員の多数決を原則とする。

- 第16条 下記事項は総会付議を要するが、書面の持ち回りまたは供覧の方法によって第1項の原則に則って議決することができる。常任理事会の発議または会員2分の1以上の請求もしくは監事会の請求があるときは、会長は臨時会員総会を招集しなければならない。この場合、議決は前項の原則による。

1. 会則の変更。
2. 設立時以外の役員を選任。
3. 役員欠員補充
4. その他常任理事会が付議する事項。

(常任理事会)

- 第17条 会長、副会長、専務理事、常務理事、事務局理事、顧問並びに相談役をもって常任理事会を構成する。
常任理事会は、本協会の運営方針について審議し決定する。
会長は、専務理事または常務理事の提案により、常任理事会を随時招集する。

(理事会)

- 第17条-1 理事全員、顧問並びに相談役で理事会を構成する。
会長は、本協会に係わる重要事項について諮問するため理事会を随時招集することができる。

(事業部若しくはクラブ)

- 第18条 本協会は次の事業部またはクラブを置くこととする。これらは其々の会則等を持つことが出来る。
1. 自由が丘日仏協会ベタンククラブ (2105. 4. 19 会則)
 2. 自由が丘日仏協会アンサンブル・シャンソン (2017. 5. 1 運営規約)
 3. 自由が丘日仏協会パネル・トーク事業部

(事務局)

- 第19条 本協会の諸般の事務を処理するため、事務局を置き、職員若干名を配置する。
事務局および配置職員に関する規程は常任理事会が別に定める。

(会計原則)

- 第20条 本協会の会計は次の原則に従う。

- 1) 収入と支出は予算に基づいて行う。
- 2) 会計簿を備置する。
- 3) 会計簿に基づき、収支および財政状態を明示する収支計算書を作成する。

- 第21条 本協会の会計年度は毎年 4月 1日に始まり、翌年 3月 31日に終了する。

- 第22条 会費の納入を怠る会員は退会したものと見なされることがある。